

報 告 第 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

図川排水機場増強工事（機械・電気）変更請負契約の締結について

令和2年 月 日提出

富士見市長 星 野 光 弘

議案内容説明資料

○工事変更請負契約締結について

- ・ 工事名 函川排水機場増強工事（機械・電気）

- ・ 施工場所 富士見市大字勝瀬地内

- ・ 契約工期 平成31年3月18日から令和2年7月31日まで
（工期の変更なし）

- ・ 請負金額 原請負金額 271,728,000円
 変更請負金額 281,566,400円
 （9,838,400円の増額）

- ・ 請負業者 さいたま市北区宮原町二丁目18番地15
 吉田工機株式会社関東支店
 支店長 田 中 大 文

- ・ 専決処分日 令和2年6月24日

○主な変更理由

配管工について精査した結果、鋳鉄管材料に見直しの必要性が生じたため。